

平成五年法律第四十四号

協同組織金融機関の優先出資に関する法律

目次
第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 優先出資の発行（第四条—第十六条） 第三章 優先出資者の権利等（第十七条—第二二二条）

第二章 俗語的構成 第二節 俗語的構成

第四章 優先出資の譲渡等（第二十三条—第二十八条）

第五章 優先出資証券（第二十九条—第三十一条）

第六章 優先出資者総会（第三十二条—第四十

第七章 雜則（第四十一条—第五十五条） 条)

第八章 罰則（第五十六條—第六十一條）

附見
第一章 總則

第一条 この法律は、協同組織金融機関について（目的）

て、自己資本の充実に資するため、普通出資を補至一辺の二にて優先出資と各行ござる制度

補完するものとして優先出資を発行できる制度を設けるとともに、優先出資者の権利の保護に

ついて定めることにより、協同組織金融機関の経営の健全性の確保を図ることを目的とする。

(定義) 第二條 二〇法建二〇八、二、「協同且或金融機關」

第二条 この法律において「協同組織金融機関」とは、次に掲げる者をいう。

一 農林中央金庫 二 信用協同組合及び中小企業等協同組合法

(昭和二十四年法律第一百八十一号) 第九条の
山第二項第一号(貿易協同組合連合会)の事

九第一項第一号（信用協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会

四三 信用金庫及び信用金庫連合会

五 農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業司且合云）（昭和二十二年三月建第百三二二三

業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十一号）第十条第一項第三号（信用事業）の事業

を行うものに限る。以下同じ。) 六 漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二

十三年法律第二百四十二号) 第十一条第一項
第四号(賃用事務)の事務三行の二限

第四号（信用事業）の事業を行ふものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合連合会（同法

第八十七条第一項第四号（信用事業）の事業を行ふものに限る。以下同じ。）、水産加工業

レーベン水産加工業協同組合連合会（同法）

社」とあるのは「優先出資証券発行協同組織金融機関(優先出資に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めた協同組織金融機関をいう。)」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「株主名簿記載事項」とあるのは「優先出資者名簿記載事項」と、「株券」とあるのとは「優先出資証券」と、「種類株式発行会社」とあるのは「種類優先出資発行協同組織金融機関(内容の異なる二以上の種類の優先出資を発行する協同組織金融機関をいう。)」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「本店」とあるのとは「主たる事務所」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と読み替えるものとする。

第二章 優先出資の発行

(優先出資の発行)

第四条 協同組織金融機関は、この法律の定めるところにより、優先出資を発行することができる。

2 優先出資の総口数が、普通出資の総口数の二分の一を超えるに至ったときは、協同組織金融機関は、直ちに、優先出資の総口数を普通出資の総口数の二分の一以下にするために必要な措置をとらなければならない。

3 優先出資の額面金額は、均一で、かつ、普通出資の一口の金額と同一でなければならぬ。
(定款記載事項)

第五条 協同組織金融機関は、優先出資を発行しようとするときは、その口数及び内容について次に掲げる事項を定款で定めなければならぬ。
一 優先出資の総口数の最高限度
二 優先的配当(普通出資者に対する剩余金の配当に先立つて優先出資者に対して行うべき剩余金の配当をいう。以下同じ。)の額の額面金額に対する率
三 優先出資者が優先的配当のほかに剩余金の配当を受けることができるときは、その旨及び優先出資者が受けることができるこれらの剩余金の配当の額の額面金額に対する率の最高限度
四 優先出資者に対する剩余金の配当の額が優先的配当の額を下回った場合にその下回った額が翌事業年度の優先的配当の額に加算されないときは、その旨
五 優先出資者に対する残余財産の分配の内容協同組織金融機関は、内容の異なる二以上の種類の優先出資を発行する場合には、その種類

3 前項の規定にかかわらず、第一項第二号の率及び同項第三号の最高限度については、それぞれその上限を定めれば足りるものとする。この場合においては、同項第一号に掲げる事項については、その上限の異なるごとに定めなければならない。

4 第一項第二号の率及び同項第三号の最高限度（前項前段の規定により上限を定めたときは、その上限）については、主務大臣が定める率を超えてはならない。

（募集事項の決定）

第六条 協同組織金融機関は、その発行する優先出資を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集優先出資（当該募集に応じてこれらの優先出資の引受けの申込みをした者に対して割り当てる優先出資をいう。以下同じ。）について次に掲げる事項（以下「募集事項」という。）を定めて、行政庁の認可を受けなければならぬ。

一 募集優先出資の内容及び口数

二 募集優先出資の払込金額（募集優先出資一口と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下同じ。）

三 募集優先出資と引換えにする金銭の払込みの期日又はその期間

四 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

五 募集優先出資の募集の方法

2 優先出資の払込金額は、額面金額を下回つてはならない。

3 第一項第二号の払込金額が優先出資者以外の者に対して特に有利な金額である場合には、第六章の定めるところにより、優先出資者総会を招集し、募集優先出資の内容、口数及び最低払込金額について、その承認を受けなければならぬ。この場合においては、理事は、優先出資者総会において、当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。

4 前項の場合における議案の要領は、優先出資者総会の招集通知に記載しなければならない。

5 第三項の承認の決議は、第一項第三号の期日（同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の末日）が当該決議の日から六月以内の日で

ある同項の募集についてのみその効力を有する。

6 募集事項は、第一項の募集ごとに、均等に定めなければならない。

(募集事項の通知等)

第七条 協同組織金融機関は、前条第一項の募集事項を定めたときは、同項第三号の期日(同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日)の二週間前までに、普通出資者及び優先出資者に対し、当該募集事項を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

3 第一項の規定は、協同組織金融機関が募集事項について同項に規定する期日の二週間前までに金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第四条第一項から第三項までの届出をしている場合その他の普通出資者及び優先出資者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定める場合には、適用しない。

(優先出資者に優先出資の割当てを受ける権利を与える場合)

第八条 協同組織金融機関は、優先出資の募集において、優先出資者に優先出資の割当てを受ける権利を与えることができる。この場合においては、募集事項のほか、次に掲げる事項を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。

一 優先出資者に対する割当率(申込みをすることにより当該協同組織金融機関の募集に優先出資(内容の異なる二以上の種類の優先出資を発行する協同組織金融機関(以下「種類優先出資発行協同組織金融機関」という。)においては、当該優先出資者の有する種類の優先出資と同一の種類のもの)の割当てを受ける権利を与える旨)

二 前号の募集優先出資の引受けの申込みの期日

前項の場合は、同項第一号の優先出資者は、その有する優先出資の口数に応じて募集優先出資の割当を受ける権利を有する。ただし、当該優先出資者が割当を受ける募集優先出資の口数に一口に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 協同組織金融機関は、第一項各号に掲げる事項を定めた場合には、同項第二号の期日の二週間前にて、同項第一号の優先出資者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 募集事項

二 当該優先出資者が割当てを受ける募集優先出資の口数

三 第一項第二号の期日

4 第六条第三項から第五項まで及び前条の規定は、前三項の規定により優先出資者に優先出資の割当てを受ける権利を与える場合には、適用しない。

(募集優先出資の申込み)

第九条 協同組織金融機関は、第六条第一項の募集に応じて募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 協同組織金融機関の名称

二 普通出資一口の金額及び総口数

三 第五条第一項第一号に規定する優先出資の総口数の最高限度

四 発行済優先出資の種類及び種類ごとの口数

五 募集事項

六 第十五条の規定により、協同組織金融機関が消却のために自己の優先出資を取得することのある旨

七 銀行等(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行、信託業法(平成十六年法律第二百五十四号)第二条第二項に規定する信託会社その他これに準ずるものとして主務省令で定めるものをいう。)の払込みの取扱いの場所

八 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

九 第六条第一項の募集に応じて募集優先出資の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を協同組織金融機関に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする募集優先出資の口数

三 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、協同組織金融機関の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を記載した金融商品取引法第二号に掲げる事項を記載した金融商品取引法第二

条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に對して交付している場合その他募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定める場合には、適用しない。

6 協同組織金融機関は、第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者(以下この章において「申込者」という。)に通知しなければならない。

7 協同組織金融機関が申込者に對してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該協同組織金融機関に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先)にあてて発すれば足りる。

8 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

(募集優先出資の割当て等)

第九条 協同組織金融機関は、申込者の中から募集優先出資の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集優先出資の口数を定めなければならぬ。この場合において、協同組織金融機関は、当該申込者に割り当てる募集優先出資の口数を、前条第二項第一号の口数よりも減少することができる。

10 協同組織金融機関は、第六条第一項第三号の期日(同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日)の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集優先出資の口数を通知しなければならない。

11 第八条の規定により優先出資者に優先出資の割当てを受ける権利を与えた場合において、優先出資者が同様第一項第二号の期日までに前条第二項の申込みをしないときは、当該優先出資者は、募集優先出資の割当てを受ける権利を失う。

(優先出資者となる時期等)

第十二条 募集優先出資の引受人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日に、前条第一項の規定による払込みを行つた募集優先出資の優先出資者となる。

1 第二条第一項第三号の期日を定めた場合当該期日

2 第六条第一項第三号の期間を定めた場合前条第一項の払込みを行つた日

3 前条第一項の払込みを行つた日

4 募集優先出資の引受人は、次条第二項において準用する会社法第二百十三条の二第一項第一号に掲げる場合には、同号に定める支払がされた後でなければ、出資の履行を仮装した募集優先出資について、優先出資者の権利行使することができない。

5 前項の募集優先出資を譲り受けた者は、当該募集優先出資の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

6 前条及び前三項の規定は、募集優先出資を引き受けようとする者がその総口数の引受けを行なう契約を締結する場合には、適用しない。

(募集優先出資の引受け)

7 前項の募集優先出資の口数について募集優先出資の引受けの申込者となる。

8 前項の募集優先出資の口数について募集優先出資の引受けの申込者は、当該各号に定めた場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を記載した金融商品取引法第二号に掲げる事項を記載した金融商品取引法第二

二 前条第四項の契約により募集優先出資の総口数を引き受けた者 その者が引き受けた募集優先出資の口数

(募集優先出資の払込み)

第十三条 募集優先出資の引受人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日に、前条第一項の規定による払込みを行つた募集優先出資の優先出資者となる。

1 第二条第一項第三号の期日を定めた場合当該期日

2 募集優先出資の引受人は、次条第二項において準用する会社法第二百十三条の二第一項第一号に掲げる場合には、同号に定める支払がされた後でなければ、出資の履行を仮装した募集優先出資について、優先出資者の権利行使することができない。

3 前項の募集優先出資を譲り受けた者は、当該募集優先出資の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

4 前条及び前三項の規定は、募集優先出資を引き受けようとする者がその総口数の引受けを行なう契約を締結する場合には、適用しない。

(募集優先出資の引受け)

5 前項の募集優先出資の口数について募集優先出資の引受けの申込者となる。

6 前項の募集優先出資の口数について募集優先出資の引受けの申込者は、当該各号に定めた場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を記載した金融商品取引法第二号に掲げる事項を記載した金融商品取引法第二

優先出資法第六条第一項」と、「株式の発行又は自己株式の処分」とあるのは「優先出資の發行」と、同法第二百十一条第一項中「第二百五条第一項」とあるのは「優先出資法第十条第四項」と、同条第二項中「第二百九条第一項」とあるのは「優先出資法第十三条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

会社法第二百十二条第一項（第一号を除く。以下この項において同じ。）（不公正な払込金額で株式を引き受けた場合等の責任）の規定は募集優先出資を優先出資の引受人が理事又は經營管理委員と通じて著しく不公正な払込金額で募集優先出資を引き受けた場合について、同法第二百十三条の二（第一項第二号を除く。）（出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任）及び第二百十三条の三（出資の履行を仮装した場合の取締役等の責任）の規定は募集優先出資の引受人が第十一条第二項の規定による払込みを仮装した場合について、同法第七編第二章第二节（第八百四十七条第二項、第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百四十九条の一、第八百五十五条及び第八百五十三条第一項第二号及び第三号を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定はこの項において準用する同法第二百十二条规定による支払を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定（同法第八百四十七条の四第二項及び第八百四十九条第一項の規定を除く。）中「株主等」とあるのは「協同組織金融機関」と、同法第二百十三条の二（第二項中「総株主」とあるのは「普通出資者及び優先出資者」と、同法第二百四十七条第一項（株主による責任追及等の訴え）中「株式を有する株主（第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「普通出資者又は優先出資者である者」と、同設置会社にあっては「執行役を含む。」）とあるのは「理事又は經營管理委員」と、同法第二百四十七条第一項（株主による責任追及等の訴え）中「株式を有する株主（第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することのできない単元未満株主を除く。）」とあるのは「普通出資者又は優先出資者である者」と、同

若しくは優先出資者」と、同条第三項及び第五項中「株主」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と、同条第四項中「株主又は同項の發起人等」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者又は理事若しくは経営管理委員」と、同法第八百四十七条の四第二項（責任追及等の訴えに係る訴訟費用等）中「株主等（株主、適格同法第八百四十八条（訴えの管轄）中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）とあるのは「協同組織金融機関」と、同法第八百四十九条第一項（訴訟参加）中「株主等」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と、同条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人」とあるのは「協同組織金融機関が、理事及び経営管理委員」と、同条第五項中「株主」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と、同法第八百五十条第四項（和解）中「第五十五条、第一百二条の二第二项、第一百三条第三項、第一百二十条第五項、第二百十三条の二第二项、第二百八十六条の二第二项、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条の二第二项（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」とあるのは「農林中央金庫法第三十四条第三項、中小企業等協同組合法第三十八条の二第二项、信用金庫法第三十九条第三项、労働金庫法第四十二条第三项、農業協同組合法第三十五条の六第三项及び水産業協同組合法第三十九条の六第三项（同法第九十二条第三项、第九十六条第三项及び第一百条第三项において準用する場合を含む。）と、同法第八百五十三条第一项第一号（再審の訴え）中「株主」とあるのは「普通出資者若しくは優先出資者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

に限る。) (会社の組織に関する行為の無効の訴え)、第八百三十四条(第二号に係る部分に限る。) (被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄)、第八百三十六条第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七条から第八百四十三条まで(弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぼす者の範囲、無効又は取消しの判断の効力、新株発行の無効判決の効力)並びに第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)の規定は優先出資の発行の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十二条本文(理由の付記)、第八百七十二条(第二号に係る部分に限る。) (即時抗告)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条から第八百七十七条まで(非訟事件手続法の規定の適用除外、最高裁判所規則、審問等の必要的併合)及び第八百七十八条第一項(裁判の効力)の規定はこの項において準用する同法第八百四十条第二項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八条第一項第二号中「六箇月以内」(公開会社でない株式会社においては、株式の発行の効力が生じた日から「一年以内」とあるのは「六箇月以内」と、同法第二項第二号中「株主等」とあるのは「普通出資者、優先出資者、理事、経営管理委員、監事又は清算人」と、同法第八百四十四条第一項中「払込みを受けた金額又は給付を受けた財産の給付の時における価額」とあるのは「払込みを受けた金額」と、「旧株券(前条の規定により効力を失つた株式に係る株券をいう。以下この節において同じ。)」とあるのは「旧優先出資証券(前条の規定により効力を失つた優先出資に係る優先出資証券をいう。)」と、同条第二項中「株主」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは政令で定める。

第十五条 協同組織金融機関は、次に掲げる場合には、普通出資者総会の決議によつて、資本金の額を変更することなく、優先出資の消却を行うことができる。
一 第十九条第一項の規定による剩余金の配当の限度額からその事業年度の優先的配当の額を控除して得た額の全部又は一部をもつて自己の優先出資を取得して消却を行う場合
二 普通出資の増加によつて得た資金をもつて自己の優先出資を取得して消却を行う場合
協同組織金融機関は、優先出資の消却を行おうとするときは、行政庁の認可を受けなければならぬ。
額面金額を超える額を取得の対価として第一項第一号の優先出資の消却を行う場合には、消却後の普通出資の額と優先出資の額面金額に消却後の発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、資本金の額を超えてはならない。
第一項の決議は、協同組織金融機関の定款の変更の決議の例による。
会社法第二百十九条（第一項各号、第二項各号及び第四項を除く。）（株券の提出に関する公告等）及び第二百二十条（株券の提出をすることができない場合）の規定は、優先出資を発行している協同組織金融機関が消却のために自己の優先出資を取得する場合について準用する。
この場合において、同法第二百十九条第一項中「当該各号に定める」とあるのは、「消却のために取得する」と、「株券提出日の」とあるのは「当該取得の効力が生ずる日の」と、同条第二項中「株券提出日」とあるのは、「当該取得の効力が生ずる日」と、「当該各号に定める者」とあるのは、「当該取得の効力が生ずる日」と、「当該優先出資証券発行協同組織金融機関」と、「金銭等」とあるのは、「金銭」と、同条第三項中「第一項各号に定める」とあるのは、「当該優先出資は「消却のために取得する」と、「株券提出日」とあるのは、「当該取得の効力が生ずる日」と、「当該各号に定める」と、「同条第二項の金銭等」とあるのは、「前条第二項の金銭」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

果)の規定は優先出資を質権の目的とする場合について、同法第百九十六条(第三項を除く。)(株主に対する通知の省略)の規定は優先出資の登録優先出資権者に対する通知について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百四十九条第二項中「株式会社の代表取締役(指名委員会等設置会社にあっては、代表執行役。次項において同じ。)」とあり、及び同条第三項中「株式会社の代表取締役」とあるのは「協同組織金融機関を代表する理事」と、同法第二百五十二条第一項中「次に掲げる行為」とあるのは「優先出資の分割、剩余金の配当、残余財産の分配、組織変更、合併(合併により当該協同組織金融機関が消滅する場合に限る。)」又は「優先出資の取得」と、「金銭等(金銭その他財産をいう。以下同じ。)」とあるのは「金銭」と、同法第二百五十四条第一項中「金銭等(金銭に限る。)」又は同条第二項の金銭とあるのは「金銭」と、同条第二項中「次の各号に掲げる行為」とあるのは「優先出資の分割、剩余金の配当、残余財産の分配、組織変更、合併(合併により当該協同組織金融機関が消滅する場合に限る。以下この項において同じ。)」又は「優先出資の取得」と、「当該各号に定める者」とあるのは「協同組織金融機関等(優先出資の分割、剩余金の配当、残余財産の分配又は優先出資の取得をした場合にあつては当該協同組織金融機関、組織変更をした場合にあつては組織変更後の法人、合併をした場合にあつては合併後存続し又は合併により設立された法人をいいう。)」と、「金銭等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(自己)の優先出資の取得等)

第二十八条 協同組織金融機関は、次に掲げる場合を除くほか、自己の優先出資を取得し、又は質権の目的として発行済優先出資の総口数の二分の一を超える口数の自己の優先出資を受けることはできない。

一 優先出資の消却のためにするとき。

二 協同組織金融機関の権利の実行に当たりその目的を達成するために必要なときの他政令で定めるやむを得ない事情があるとき。

三 協同組織金融機関は、前項第一号の場合には遅滞なく優先出資を消却し、同項第二号の場合には相当の時期に優先出資又は質権の処分をしなければならない。

4 合を除くほか、当該協同組織金融機関の優先出資を取得してはならない。

一 合併又は他の会社(外国会社その他の法人を含む。)の事業の全部の譲受けによるとき。

二 子会社の権利の実行に当たりその目的を達成するため必要なとき。

三 前項に規定する「子会社」とは、協同組織金融機関が総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項(特別清算事件の管轄)の規定により議決権を有する株式会社をいう。この場合において、協同組織金融機関及びその一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の株式会社は、当該協同組織金融機関の子会社とみなす。以下この項及び第三十三条第三項において同じ。)の過半数を超える議決権を保有する株式会社をいう。この場合において、協同組織金融機関及びその一若しくは二以上の子会社が子会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の株式会社は、当該協同組織金融機関の子会社とみなす。

5 同じ。は、第三項各号に掲げる場合には、相当の時期に、同項の協同組織金融機関の優先出資を処分しなければならない。株式会社が子会社となつたことを知つた際に、当該協同組織金融機関の優先出資を有するときも、同様とする。

第五章 優先出資証券

(優先出資証券の発行)

第二十九条 協同組織金融機関は、その優先出資(種類優先出資発行協同組織金融機関にあっては、全部の種類の優先出資)に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めることができる。

1 優先出資証券発行協同組織金融機関は、優先出資を発行した日以後遅滞なく、当該優先出資に係る優先出資証券を発行しなければならない。

(優先出資証券の記載事項)

第三十条 優先出資証券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、協同組織金融機関を代表する理事がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 協同組織金融機関の名称

二 当該優先出資証券に係る優先出資の口数

三 優先出資の額面金額

4 (優先出資証券等についての会社法の準用)

第三十一条 会社法第二百一十七条(株券不所持の申出)及び第二百十八条(株券を発行する旨の定款の定めの廃止)の規定は、優先出資証券発行協同組織金融機関について準用する。この場合において、同法第二百十七条第二項中「数」とあるのは「口数」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 合同の取扱いについて定款で定めるとき

3 その有する優先出資一口について一個の議決権を有する。

4 前号の取扱いについて定款で定めたとき

5 は、その取扱いについての定款の変更

6 (優先出資者総会における議決権)

2 前項の規定にかかわらず、協同組織金融機関は、その有する自己の優先出資について、同項の議決権を有しない。

3 協同組織金融機関又はその子会社が、合算して、他の株式会社の総株主の議決権の四分の一を超える議決権を有する場合には、その株式会社は、当該協同組織金融機関の優先出資について、第一項の議決権を有しない。

4 (優先出資者総会の決議方法)

2 前条第二項又は第三項の規定により優先出資者総会における議決権を有しない者の有する優先出資の総口数の過半数の優先出資を有する者が出席し、その議決権の三分の二以上の多数により行う。

3 (優先出資者総会の招集事由)

2 前条第二項又は第三項の規定により優先出資者総会における議決権を有しない者の有する優先出資の口数は、前項の発行済優先出資の総口数に算入しない。

4 (優先出資者総会の招集)

2 前条第二項又は第三項に定める場合を除くほか、定款で定めるところにより招集しなければならない。

3 優先出資者総会の招集事由があるにもかかわらず、優先出資者総会が招集されないとときは、回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上に議決権を六月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き有する優先出資者は、理事(農林中央金庫又は経営管理委員を置く農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会にあつては、経営管理委員)に対し、優先出資者総会の目的である事項

4 (優先出資の内容)

2 (優先出資証券等についての会社法の準用)

第三十二条 協同組織金融機関は、第六条第三項並びに第十九条第五項及び第八項に定める場合のほか、次に掲げる行為で全部又は一部の種類の優先出資者に損害を及ぼすものを行おうとするときは、この限りでない。

1 定款に定められた当該優先出資の内容の変更

2 優先出資の割当てを受ける権利の付与、優先出資の分割若しくは優先出資の消却又は農林中央金庫若しくは連合会等の合併による出資の割当てについて、優先出資の種類ごとに異なる取扱いを行うこと。

3 前号の取扱いについて定款で定めたとき

4 前項に規定する「子会社」とは、協同組織金融機関が総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項(特別清算事件の管轄)の規定により議決権を有する株式会社をいう。この場合において、協同組織金融機関及びその一若しくは二以上の子会社が子会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の株式会社は、当該協同組織金融機関の子会社とみなす。以下この項及び第三十三条第三項において同じ。)の過半数を超える議決権を有する株式会社をいう。この場合において、協同組織金融機関及びその一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の株式会社は、当該協同組織金融機関の子会社とみなす。

5 同じ。は、第三項各号に掲げる場合には、相

6 当の時期に、同項の協同組織金融機関の優先出資を処分しなければならない。株式会社が子会社となつたことを知つた際に、当該協同組織金融機関の優先出資を有するときも、同様とする。

第六章 優先出資者総会

(優先出資者総会の招集事由)

第三十三条 優先出資者総会は、第三項に定める効力中「株主総会又は種類株主総会」とある規定する優先出資者名簿管理人(優先出資法第二十五条第一項(株券喪失登録簿の備置き及び閲覧等)中「株主名簿管理人」とあるのは「優先出資者名簿管理人(優先出資者名簿管理人をいう。)」)と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前条第二項又は第三項の規定により優先出資者総会における議決権を有しない者の有する優先出資の総口数の過半数の優先出資を有する者が出席し、その議決権の三分の二以上の多数により行う。

3 (優先出資者総会の決議方法)

2 前条第二項又は第三項に定める場合を除くほか、定款で定めた場合にあつては、その割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上に議決権を六月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き有する優先出資者は、理事(農林中央金庫又は経営管理委員を置く農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会にあつては、経営管理委員)に対し、優先出資者総会の目的である事項

る。) (被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄)、第八百三十六条第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七条(弁論等の必要的併合)、第八百三十八条(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)並びに第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)の規定は、優先出資者総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同法第八百三十二条第一項中「株主等(当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役)」とあるのは「普通出資者、優先出資者、理事、經營管理委員、監事又は清算人」と、「株主(当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主)又は取締役(監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員)である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ)」、監査役若しくは清算人(当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項(第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役(設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役)又は設立時監査役を含む。)とあるのは「理事、經營管理委員、監事又は清算人(農林中央金庫法第三十九条第一項(同法第九十五条において準用する場合を含む。)、中小企業等協同組合法第三十六条の二(同法第九条において準用する場合を含む。)、信用金庫法第三十五条の三(同法第六十四条において準用する場合を含む。)、労働金庫法第三十七条及(同法第六十八条において準用する場合を含む。)、農業協同組合法第三十九条第一項(同法第七十二条の三において準用する場合を含む。)と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。)

第七章 雜則

(役員等の責任)
第四十一条 協同組織金融機関の役員等(理事、經營管理委員、監事及び会計監査人をいう。)以降

2	前項の行為によつて農林中央金庫又は連合会等に損害が生じたときは、次に掲げる農林中央金庫又は連合会等の役員等は、当該行為を行つたものと推定する。
2	一 農林中央金庫又は連合会等が当該行為をすることを決定した役員等
3	二 当該行為に関する理事会の承認の決議に賛成した役員等
4	三 第一項の役員等の責任は、総普通出資者及び総優先出資者の同意がなければ、免除することができない。
4	四 前項の規定にかかわらず、第一項の責任は、農林中央金庫又は連合会等の役員等が職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、当該役員等がその在職中に農林中央金庫又は連合会等から職務の執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として主務省令で定める方法により算定される額に次の方号に掲げる区分に応じて当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、根拠法による普通出資者総会の特別の決議及び優先出資者総会の決議によって免除することができる。
5	五 一 農林中央金庫法第四条(資本金)、第六十条(農林債の発行)、第七十六条第二項(準備金の積立て)及び第七十七条第一項第一号(剰余金の配当) 資本金、払込資本金及び資本の額
5	二 協同組合による金融事業に関する法律第二条(出資の金額)及び第五十六条第一項第一号(剰余金の配当) 出資の総額、出資の額及び出資金
5	三 信用金庫法第五条(出資の総額の最低限度)、第五十四条の二の四第一項(全国連合会債の発行限度)、第五十六条第一項(法定準備金)及び第五十七条第一項第一号(剰余金の配当) 出資の総額
5	四 労働金庫法第七条(出資の総額の最低限度)、第六十条第一項(法定準備金)及び第六十一条第一項第一号(剰余金の配当) 出資の総額
5	五 農業協同組合法第十条の三(出資の総額の最低限度)、第十一条の十八第一号(共済事業に係る経営の健全性の基準)、第五十一条第二項(準備金)及び第五十二条第一項第一号(剰余金の配当) 出資の総額及び出資額
6	六 水産業協同組合法第十二条の四第一項(出資の総額の最低限度)、(同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む)、第十五条の三第一項(共済事業に係る経営の健全性の基準)
6	三 一 優先出資の払込金額のうち額面金額を超える額は、払込金額の二分の一の範囲内において払い込まれた払込金額の総額の合計額とする。
6	二 優先出資の払込金額のうち資本金として計上しない額は、資本準備金として計上しなければならない。

（繰越金）（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）及び第五十六条第一項第一号

（剩余金の配当）（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）出資の総額及び出資総額

優先出資を発行している協同組織金融機関に対する次の各号に掲げる法律の規定の適用については、当該各号に定める規定に規定する準備金は、前条第三項に規定する資本準備金を含むものとする。

一 農林中央金庫法第七十七条第一項（剩余金の配当） 同項第一号

一 協同組合による金融事業に関する法律第五条の十二（剩余金の配当） 同条第二号

二 信用金庫法第五十七条第一項（剩余金の配当） 同項第二号

四 労働金庫法第六十一条第一項（剩余金の配当） 同項第一号

五 農業協同組合法第五十二条第一項（剩余金の配当） 同項第一号

一 第五条第一項から第三項までの規定により
定款で定めた優先出資の総口数の最高限度
二 発行済優先出資の総口数並びに種類及び
類ごとの口数

三 優先出資発行後 の資本金の額から普通出資
の総額を控除して得た額

四 優先出資証券発行協同組織金融機関である
ときは、その旨

五 優先出資者簿管理人を置いたときは、そ
の氏名又は名称及び住所並びに営業所

六 第四十一条第四項において準用する会社法第
三百二十五条の二の規定による電子提供措置
をとる旨の定款の定めがあるときは、そ
の旨

前項の規定により登記を必要とする事項は、
登記の後でなければ、これをもつて第三者に對
抗することができない。

この法律に基づく訴えに係る請求を認容する
判決が確定したときは、裁判所書記官は、職務
で、遅延なく、協同組織金融機関の主たる事務所
の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託す
しなければならない。この場合においては、嘱
託書に裁判書の謄本又は電子判決書（民事訴訟
法（平成八年法律第二百九号）第二百五十二条规定
一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三
条第二項の規定により同法第九十一条の二第一
項に規定するファイルに記録されたものに限
る。）をいう。）に記録されている事項を記載し
た書面であつて、裁判所書記官が当該書面の内容

(主管行政等)

第五十条 この法律中「行政庁」とあるのは、一の都道府県の区域を超えない区域を地区とする農業協同組合、漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又は一の都道府県の区域の一部をその地区的全部とする農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会については都道府県知事、その他の協同組織金融機関については主務大臣とする。

この法律における主務大臣は、優先出資を行する協同組織金融機関の根拠法に基づく王政大臣とする。

この法律における主務省令は、次の各号に掲げる協同組織金融機関の区分に従い、当該各号に定める者の発する命令とする。

一 農林中央金庫 農林水産大臣及び内閣総理大臣

二 信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号(信用協同組合連合会)の事業を行う協同組合連合会 内閣総理大臣

三 信用金庫及び信用金庫連合会 内閣総理大臣

四 労働金庫及び労働金庫連合会 内閣総理大臣及び厚生労働大臣

五 農業協同組合及び農業協同組合連合会 農林水産大臣及び内閣総理大臣

六 加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会 農林水産大臣及び内閣総理大臣

第 一 章 総 則	第 二 章 監 理	第 三 章 理 事 会	第 四 章 監 事 會	第 五 章 監 理 委 員 會	第 六 章 監 理 委 員 會 規 定
厚生労働大臣に提出する認可に関する申請書その他の書類で政令で定めるものの提出は、政令で定めるところにより、都道府県知事を経由して行わなければならない。	(事務の区分)	第五十三条 この法律(第五十一条第三項を除く。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 (政令への委任)	第五十四条 この法律に定めるもののほか、優先出資者に対する剰余金の配当の支払の場所、この法律の規定による認可の手続その他この法律を実施するために必要な事項は、政令で定める。 (経過措置)	第五十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とする範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。	第五十六条 協同組織金融機関の理事、經營管理委員若しくは監事又は支配人、參事その他事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人(以下「役員等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五年

(優先出資に係る資本金の額の減少)

第四十四条 優先出資を発行している協同組織金融機関が、根拠法の規定に基づき普通出資一口の金額の減少の決議をしたときは、優先出資の額面金額も、同額に減少する。

前項の場合には、資本金の額は、従前の資本金の額から普通出資の総額の減少額と優先出資の額面金額の減少額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額を控除して得た額に減少する。

優先出資を発行している協同組織金融機関は、前二項に定める場合のほか、資本金の額の減少を行うことはできない。

(登記)

が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したもの添付しなければならない。

第四十六条 条削除
(届出事項)

第四十七条 協同組織金融機関は、この法律の規定による行政庁の認可を受けた事項を実行したときは、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(認可の条件)

第四十八条 行政庁は、この法律の規定による認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

(認可の失効)

第四十九条 協同組織金融機関がこの法律の規定

第五十一条 この法律による主務大臣の権限でかつて、前条の規定により内閣総理大臣の権限がされるもの（政令で定めるものを除く。）は、金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの法律による農林水産大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、これを地方支分部局の長（金融庁長官に委任された権限にあっては、財務局長又は財務支局長）に委任することができる。

3 この法律による農林水産大臣又は厚生労働大臣の権限及び第一項の規定により金融庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことことができる。

以下の一拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 何人の名義をもつてするかを問わず、協同組織金融機関の計算において不正にその優先出資を取得し、又は質権の目的としてその優先出資を受けたとき。

二 第十九条の規定又は第五条の規定に基づいて定められた定款の規定に違反して剰余金の配当を行つたとき。

三 優先出資を発行している協同組織金融機関の事業の範囲外において、投機取引のために当該協同組織金融機関の財産を処分したと

行するときは、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を登記しなければならない。これらの事項に変更を生じたときも、同様とする。

による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかったときは、当該認可是、効力を失う。

第五十二条 (書類の經由) この法律又はこの法律に基づく命令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官及び

するに当たり、協同組織金融機関の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書で

厚生労働大臣に提出する認可に関する申請書その他の書類で政令で定めるものの提出は、政令で定めるところにより、都道府県知事を経由し

あつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 優先出資の売出しを行う者が、その売出しについて虚偽の記載のあるものをその売出しの事務の用に供したときも、前項と同様とする。

第五十八条 役員等が、優先出資の発行に係る払込みを仮装するため預合いを行ったときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百円以下に拘禁刑又はこれ併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

第五十九条 理事が、第五条第一項第一号の定款に定められた最高限度を超えて優先出資を発行したときは、五年以下の拘禁刑又は五百円以下の罰金に処する。

第六十条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第五十七条及び第五十八条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

前項の規定により法人でない団体を处罚する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六十一条 協同組織金融機関の理事、経営管理委員、監事、支配人、参事、優先出資者名簿管理人又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この法律（この法律において準用する会社法を含む。次号において同じ。）の規定による公告若しくは通知をすることを怠ったとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

二 この法律の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記載された事項を主務省令で定める方法により表示したもののが閲覧若しくは贈写又は書類の贈本に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記載のある文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第六条第一項、第八条第一項、第十五条第二項、第十六条第三項又は第四十二条第四項における開示をすることを怠つたとき。

四 第六条第三項後段の規定による説明又は第十九条第六項若しくは第四十一条第六項の規定による開示をすることを怠つたとき。

五 第二十条の規定に違反して、協同組織金融機関の残余財産を分配したとき。

六 優先出資者名簿、優先出資証券喪失登録簿、優先出資者総会の議事録又は第二十六条において準用する会社法第二百二十二条第一項若しくは第二十七条第三項において準用する同法第四十九条第一項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

七 第三十九条第二項若しくは第三項の規定又は第二十六条において準用する会社法第二百二十五条第一項、第三十一条第二項において準用する同法第二百三十三条第一項、第四十条第三項、第三百十一条第三項若しくは第三百十二条第四項若しくは第四十条第三項において準用する同法第三百十九条第二項の規定に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなかつたとき。

八 第二十八条第二項の規定に違反して、優先出資の消却の手続又は優先出資若しくは質権の処分を怠つたとき。

九 優先出資の発行の日前に優先出資証券を発行したとき。

十 第二十九条第二項の規定に違反して、遅滞なく優先出資証券を発行しなかつたとき。

十一 優先出資証券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十二 第三十三条第二項において準用する会社法第二百二十五条第四項、第二百二十六条规定のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

二項、第二百一十七条又は第二百一十九条第一項の規定に違反して、優先出資証券喪失登録を抹消しなかつたとき。

十三 第三十一条第二項において準用する会社法第二百三十条第一項の規定に違反して、優先出資者名簿に記載し、又は記録したとき。

十四 第六条第三項、第十九条第五項若しくは第八項又は第三十二条の規定に違反して、優先出資者総会を招集しなかつたとき。

十五 第四十条第四項において準用する会社法第三百二十五条の三第一項（第一号及び第四号から第六号までを除く。）の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

十六 優先出資者総会に対し虚偽の申述を行ない、又は事実を隠蔽したとき。

十七 正當な理由がないのに、優先出資者総会において優先出資者の求めた事項について説明をしなかつたとき。

十八 第四十二条第三項の規定に違反して資本準備金を計上せず、又は同条第四項若しくは第五項の規定に違反して資本準備金の額を減少したとき。

十九 第四十五条の登記をすることを怠つたとき。

二〇 第二十八条第一項、第二十九条第一項において準用する同法第二百三十三条第一項、第四十条第三項、第三百十一条第三項若しくは第三百十二条第四項若しくは第四十条第三項において準用する同法第三百十九条第二項の規定に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなかつたとき。

二一 第二十九条第二項の規定に違反して、優先出資の消却の手続又は優先出資若しくは質権の処分を怠つたとき。

二二 第二十九条第二項の規定に違反して、遅滞なく優先出資証券を発行しなかつたとき。

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成八年六月二一日法律第九四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

第二条 この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的の禁固（大蔵大臣等がした処分等に関する経過措置）止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信託業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外國為替銀行法、自動車損害賠償保障法、漁業融資保証法、信用保証法、中小企業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制法、信託業法、農林中央金庫と信用農業協同組合の合併及び転換法、信託業の規制に関する法律、外國証券業者に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、森林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、森林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る法律（以下「旧担保附社債信託法等」という。）の規定により大蔵大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の处分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法

託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼營等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、

の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。
(大蔵省令等に関する経過措置)

(大蔵省令等に関する経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新規に付与せられたものと同様に適用される。

担保附帯信託法等の相当規定に基く命令としての効力を有するものとする。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第六条 附則第二条から前条までに定めるものの

ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（平成九年六月二十四日法律第一〇三号）抄
（延喜式）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則 (平成九年二月一〇日法律第一)

(施行期日) 一七号 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

二二号)抄附則(平成九年一二月一二日法律第一

第一条 この法律は、持株会社の設立等の禁止の
詳余二半の金額同様云々の條項等に開一の云建
(施行期日)

（平成九年法律第二百二十号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一〇年一〇月一六日法律第
一一二号）

第一条 この法律は、金融再生委員会設置法（平成二十二年法律第二十九号）（以下「本法」という。）の施行期日（施行期日）

る。
成十年法律第百三十号)の施行の日から施行す

(経過措置)

海 信語美治 船橋中央金庫法 無用美治 銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の
言託業務の兼営等に關する法律、私的融資の禁

この法律の施行の際に旧担保附社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

総合組合、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律

保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続特別等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「新担保附社債信託法等」という。）の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により金融再生委員会その他の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の
（政令への委任）

施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則（平成二年八月一三日法律第二
二五号）抄

施行に關し必要も

附 則（平成二年八月一三日法律第一二五号）抄
（施行期日）

る法律（平成九年法律第五十五号）第七条第二項の改正規定並びに附則第三十一条中特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平

成十年法律第二百五号) 第一百一条第一項及び第百二条第三項の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)
第二十四条 附則第二条から第十二条まで及び前
条に定めるもののほか、この法律の施行に際し

必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成一三年六月二九日法律第ハ〇号）

（平成一四年五月二九日法律第四
五号）附則抄（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一項 この法律は、公布の日から起算して六年施行する。ただし、第一条中商法第二百八十五条ノ四、第二百八十五条ノ五第二項、第二百八十五条ノ六第二項及び第三項、第二百九十条第一項並びに第二百九十三条ノ五第三項の改正規定並びに附則第六条中農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第二十三条第三項及び第二十四条第一項の改正規定、附則第七条中商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十九条ノ三第三項及び第四十条ノ二第一項の改正規定、附則第九条中農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第五十二条第一項の改正規定、附則第十条中証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十三条第三項の改正規定及び同条第四項を削る改正規定、附則第十一条中水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十六条第一項の改正規定、附則第十二条中協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八百八十三号）第五条の五の次に一条を加える改正規定及び同法第十二条第一項の改正規定、附則第十三条中船舶主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七百一十七号）第四十二条第一項の改正規定、附則第十六条中信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八条号）第五十五条の三第三項及び第五十七条第一項の改正規定、附則第十八条中労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第六十一条第一項の改正規定、附則第二十三条中銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十七条の二第三項の改正規定及び同条第四項を削る改正規定、附則第二十六条の規定、附則第二十七条中保険業法（平成七年法律第五百五号）第十五条に一項を加える改正規定（同法第五十五条第一項及び第二項、第一百十二条第一項並びに第一百二条の二第三項の改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第一百十五条第二項、第一百八十八条ノ一、第二項、第一百十九条及び第一百九十九条の改正規定並びに同法附则第五十九条第二項及び附则第九条第二項を削る改正規定、附则第二十九条中株式の消却の手続に関する商法の特例に関する

(施行期日)
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

二 第三章（第三条を除く。）及び次条の規定 平成十二年七月一日

附 則（平成一二年五月三一日法律第九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第二条、第四条及び第五条並びに附則第二条、第三条、第四条第二項、第十三条、第十八条、第十九条、第二十三条及び第二十四条の規定 公布の日から起算して、一ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第二十二条の規定（中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第百六十号）第五十三条の改正規定に限る。） 平成十二年七月一日

四 附則第十条第一項、第十四条及び第二十二条の規定（中央省庁等改革関係法施行法第五十三条の改正規定を除く。） 平成十三年一月六日

(罰則の適用に関する経過措置)
第二十三条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。
附 則 （平成一六年六月九日法律第八八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中社債等の振替に関する法律第四十八条の表第三十三条の項を削る改正規定、同表第十八条第二項の項の次に第九十条第一項の項を加える改正規定、同法第百五十五条、第百十八条规定、第二百二十一一条及び第二百二十三一条の改正規定、第二百二十九条の改正規定（同条を第二百十九条とする部分を除く。）、同法第六章の次に七章を加える改正規定（第百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項、第二百五十二条第一項（同項において準用する第一百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五十三条、第二百六十一一条第一項（同項において準用する第一百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百六十九条第一項（同項において準用する第一百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）を「第一百十一条」に改める部分に限る。）、第二条の規定、第三条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第九条第三項の改正規定を除く。）、第四条から第七条までの規定、附則第三条から第二十九条まで、第三十条（第一項を除く。）、第三十六条から第四十

三条まで、第四十七条、第五十条及び第五十二条の規定、附則第五十九条中協同組合による金融事業に關する法律（昭和二十四年法律第百八十三条号）第四条の四第一項第三号の改正規定、附則第七十条、第八十五条、第八十六条、第九十五条及び第九十九条の規定、附則第一百十二条中金融機関等の更生手続の特例等に關する法律（平成八年法律第九十五号）第一百二十六条の改正規定、附則第一百二十一条から第一百二十二条までの規定、附則第一百二十三条中産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第一百三十一号）第十二条の八第三項及び第十二条の十一第七項の改正規定、附則第一百二十五条の規定並びに附則第二百二十九条中会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百五十五条第四項及び第二百四十四条の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（協同組織金融機関の優先出資に關する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十八条 優先出資（第四条の規定による改正前の協同組織金融機関の優先出資に關する法律（以下この条において「旧優先出資法」という。）第三条第一項に規定する優先出資をいう。）

以下この条において同じ。）の消却をしようとする協同組織金融機関（旧優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。）が一部施行日前に旧優先出資法第十五条第五項において準用する旧商法第二百五十五条第一項の規定による公告又は通知をした場合には、新優先出資法第十五条第五項において準用する新商法第二百五十五条ノ二の規定にかかわらず、なお從前の例による。

2 協同組織金融機関の優先出資の發行を無効とする判決が確定した場合において、当該協同組織金融機関が一部施行日前に旧優先出資法第十四条において準用する旧商法第二百八十一条ノ十七第二項の規定による公告又は通知をしたときは、新優先出資法第十四条において準用する新商法第二百八十九条ノ十七第三項の規定にかかわらず、なお從前の例による。

3 旧優先出資法第二十五条において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する一定期間（以下この条において「閉鎖期間」という。）が一部施行日前に進行を開始し、一部施行日以後に満了する場合には、一部施行日以後

も、当該閉鎖期間の満了の時までは、同項の組合組織金融機関は、優先出資者名簿（新優先出資法第二百四十四条に規定する優先出資者名簿をいいう。）の記載の変更を行わないことができる。前項に規定する場合において、閉鎖期間を定めた協同組合組織金融機関が新優先出資法第六条第五項において準用する新商法第二百十九条第五項において準用する旧商法第六条第五項において準用する新優先出資法第六条第五項において準用する新商法第二百八十条ノ四第三項に規定する一定の日を定めようとするときは、その日は、閉鎖期間満了の日後の日でなければならぬ。い。

一部施行日において閉鎖期間を指定する旨の定款の定めがある協同組合組織金融機関であつて旧優先出資法第二百五十五条において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一一定の日を指定する旨の定款の定めがないものについては、一部施行日において、優先出資者（新優先出資法第十二条第一項に規定する優先出資者をいう。第七項において同じ。）又は質権者として権利を行使すべき者を定めるため、当該閉鎖期間の初日の前日を旧優先出資法第二百五十五条において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の日に指定する旨の定款の変更の決議があつたものとみなす。この場合においては、理事（新優先出資法第一条第七項に規定する理事をいう。）の決定をもつて、当該権利の内容を定めなければならない。

一部施行日前に旧優先出資法第三十条において準用する旧商法第二百二十六条ノ二第二項の規定により寄託された優先出資証券（旧優先出資法第二十八条第一項に規定する優先出資証券をいう。）については、なお從前の例による。

一部施行日の前日を払込期日として優先出資の発行をした場合においては、当該優先出資の引受人は、一部施行日から優先出資者となる。（罰則の適用に関する経過措置）

第一百三十五条 この法律（附則第一条のただし書きに規定する規定については、当該規定。以下この規条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百三十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

<p>(検討)</p> <p>第一百三十七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の株式等の取引に関する決済制度について検討を加え、必要がある場合は、この結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>
<p>附 則 (平成一六年六月一八日法律第一〇七号) 抄</p>
<p>(施行期日) 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。</p>
<p>(施行期日) 附 則 (平成一六年一二月一日法律第一四七号) 抄</p>
<p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五二号) 抄</p>
<p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>(罰則の適用に関する経過措置) 第三十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p>(政令への委任) 第四十条 附則第三条から第十条まで、第二十一条及び前二条に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p>(施行期日) 附 則 (平成一六年一二月一〇日法律第一六五号) 抄</p>
<p>この法律は、会社法の施行の日から施行する。</p>

附 則	(平成一八年六月一四日法律第五百九十九号)抄
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。	この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。
附 則 (平成一八年二月一五日法律第六百一〇号)抄	附 則 (平成一八年二月一五日法律第六百一〇号)抄
この法律は、新信託法の施行の日から施行する。	この法律は、新信託法の施行の日から施行する。
附 則 (平成一九年六月一日法律第七百四号)抄	附 則 (平成一九年六月一日法律第七百四号)抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第三条から第二十二条まで、第二十一条から第三十条まで、第一百一条及び第一百二条の規定（公布の日から起算して六月を超えた範囲内において政令で定める日（处分等に関する経過措置）	一 附則第三条から第二十二条まで、第二十一条から第三十条まで、第一百一条及び第一百二条の規定（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分（手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則の規定によるもの）を除き、改正後のそぞれの法律の相当の規定によつてしたものとなす。
（罰則の適用に関する経過措置）	（罰則の適用に関する経過措置）
第一百一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	第一百一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）	（その他の経過措置の政令への委任）
第一百二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めること。	第一百二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めること。

十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第四項」と、同法第一百四十六条の二中「商業登記法」(とあるのは「保険業法(平成七年法律第二百五号)第六十七条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「保険業法第六十七条において準用する商業登記法」(とあるのは「保険業法に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る)、同法八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六第四項の改正規定(並びに「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る)、同法第一百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第一百七十二条及び第一百八十三条第二項の改正規定、同法第二百六十六条の改正規定(「第二十二条第一項及び第二項(印鑑の提出)」を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に「同法第二十二条第一項第五号中「会社更生法(平成十四年法律第二百五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加える部分を除く)、並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、同法第四十三条中「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」(「第百六十二条第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第二十二条第二項第七号の次に一号を加える改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六十五条第三項の改正規定(同法第一百八十三条第一項の改正規定(「第二十七条」を「第十九条の三」に、「印鑑の提出」を「第二十二条第一項第七号まで(とあるのは「書面」と削る部分及び「準用する会社法第五百七条第三項」と)の下に「同法第一百四十六条の二中商业登記法」とあるのは「資産の流動化に

附 則（令和四年五月二十五日法律第四八
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五条）第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百二十五条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第二百二十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八

号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日